平成２４年（フ）第３３号
宮崎県日向市大字日知屋12610番地１
債務者　古賀　浩昭
１　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第２５号
鹿児島県鹿屋市寿８丁目12番３号　サーヤコーポ寿105号
債務者　池﨑　高浩
１　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
青森県八戸市下長４丁目11番15―21号　県営住宅
債務者　柴田　達也
１　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
富山市呉羽町4726番地２　MOハイツ208号、前住所富山市堀川町388番地　ポルタ堀川415号
債務者　辻　　一弘
１　決定年月日時　平成24年３月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４号
富山市婦中町田島1023番地１　メイク・レジェンドＣ棟202号、前住所富山市婦中町螢川71番地14
債務者　石田　由香
１　決定年月日時　平成24年３月12日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８９号
熊本市九品寺１丁目５番43号　白百合荘
債務者　當寺盛三男
１　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第９０号
熊本市神水本町25番11号　レークサイド神水903号
債務者　水口　知子
１　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第９３号
熊本市田迎１丁目８番10号　妙見ハイツ202
債務者　向山　俊一
１　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１１３号
熊本市野口３丁目１番40号
債務者　**濵**　　芳信
１　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２９４号
名古屋市西区栄生３丁目２番８号　栄生アイリス802号
債務者　内田　浩二
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３１号
愛知県知多郡武豊町字二ケ崎１丁目61番地
新和コーポＢ棟106号
債務者　風呂﨑　淳
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７１号
熊本市長嶺南６丁目25番65―６号
債務者　村上　明彦
１　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第３８７号
横浜市緑区中山町906番地４
債務者　荒井　千春
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９１号
横浜市鶴見区駒岡５丁目15番32―205号
債務者　桑井　清志
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６０号
神奈川県海老名市門沢橋５丁目９番22―102号
債務者　小池　孝司
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６１号
神奈川県海老名市門沢橋５丁目９番22―102号
債務者　金子　良秀
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８２号
栃木県真岡市亀山１丁目14番地１　サンパレスハイツ103号、前住所栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽2631番地98
債務者　カリ　ロドリゲス　ホセ　ルイスこと
カジェ　ロドリゲス　ホセ　ルイス
１　決定年月日時　平成24年３月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

第明治三十二種五郵便物認可